

平成 27 年 11 月 13 日

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」  
（平成 27 年 10 月）に対する意見

日本教育大学協会

1. はじめに

日本教育大学協会は、本答申案（平成 27 年 10 月）について、その「中間まとめ」に対しても平成 27 年 8 月 24 日に意見を述べたところであるが、これも踏まえつつ、改めて意見を表明する。

答申案について、「1. 検討の背景」「2. これからの時代の教員に求められる資質能力」「3. 教員の養成・採用・研修に関する課題」に対する認識は、基本的に、日本教育大学協会としてもその認識を共有している。それを踏まえた上で、「4. 改革の具体的な方向性」については、以下に意見を述べる。

特に、教職大学院と教員養成系の修士課程の役割については、日本教育大学協会として強い関心をもっている。教員の資質能力の高度化を図る上で、国立教員養成系大学・学部、教職大学院、修士課程の適切な役割分担によって、より一層、高度専門職業人としての教員養成を図っていくことが必要であると考えらるものである。

2. 「4. 改革の具体的な方向性」について

（1）国公立全体教員研修の充実について【21～30頁】

本答申案において対象としているのは、公教育を担う教員全体である（1頁）。教員の研修制度においても、私学教員を含めた国公立教員全体が、教職生活の全体を通じて、自発的かつ不断に専門性を高めることを支援する制度へ転換することが検討されるべきである。初任者研修、十年経験者研修などの法定研修については、教育公務員特例法によって公務員である公立学校教員のみを対象としている。答申案が「幼稚園教員から高等学校教員まで 100 万人以上にも上る現職教員の研修の意義はとりわけ大きく、早急に体制を整備する必要がある」（28頁）と指摘するように、我が国の学校教育において重要な役割を担っている私立学校の教員を含めた教員全体の研修実施体制の構築が急務である。そのためには、幼稚園から高等学校までの国公立学校のすべての教員を対象として、教員の身分や、高度専門職にふさわしい研修の在り方を定めた制度の整備が必要である。

なお、「0. はじめに」（1頁）で記述しているように、答申案全体が公立学校の教員のみを念頭に置いて記述されたような印象を与えている。できる限り、答申全体を通じて、国私立学校教員も対象としていることを明確にしていきたい。

（2）教職課程の質の保証・向上について【38～41頁】

学士課程における教員養成教育の質保証については、事前規制型の質保証システムだけでなく、事後確認型の評価システムを併用していくことが必要である。答申案が指摘するように、「教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、各大学が

任意で参加し、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学び合うコミュニティを形成し、大学の枠を超えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資する」（39頁）ような質保証システムを提唱していることは評価したい。今後はこれを実施に移し、教員養成教育の現状を自律的・主体的に改善しようとする各大学の取組を支援するシステムの構築が早急に求められる。

### （3）教員育成協議会（仮称）について【48～51頁】

教員育成協議会（仮称）は、「おおむね都道府県、政令指定都市の教育委員会単位として組織するもの」（49頁）とされ、設置主体は、「教育委員会（教員の任命権者）」（49頁）とされている。このことは基本的に、都道府県教育委員会（政令指定都市教育委員会）と域内の大学等の連携・協働を想定していると考えられることから、その趣旨・イメージにふさわしい組織となるように、設置主体・構成及び、権限・内容等について具体的にご教示願いたい。

教職大学院については、全国的な設置が進んでいるとはいえ、個々の教職大学院が担う機能は多様である。その一方で、広域型の教員養成を行っている大学・学部もある。教員養成系大学・学部が、都道府県（政令指定都市）の枠組みを超えて、あるいは、複数の都道府県（政令指定都市）にまたがって、教員育成協議会（仮称）に主体的に参加できる柔軟な制度設計について配慮いただきたい。

### （4）「教員育成指標の策定」について【51～53頁】

教員の養成、採用、研修の接続を強化し、より一体性を確保するためには、関係者間で教員の育成に関する目標が共有されることが必要である。その際に、全国を通じて配慮されなければならない事項やそれぞれのキャリアステージにおいて最低限身に付けるべき能力などについて国が示す整備指針や、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を示す研修指針の策定においては、教員養成系大学・学部関係者の意見が十分に反映されるようにすることが求められる。

### （5）中学校及び高等学校の教諭の免許状所有者による小学校での活動範囲の拡大について【55～56頁】

義務教育学校制度の導入、小学校における外国語活動・英語教育の充実のために、中学校及び高等学校の免許状所有者が、「教科等に加え学級担任も可能とするように制度改正を行うことが必要である」（56頁）については、さらに慎重に検討を重ねる必要がある。小学校という児童の発達段階（特に、低学年と中学年）や、中学校や高等学校よりも小規模な小学校の教員組織体制を踏まえれば、学級担任による全教科指導体制は、我が国の小学校教育を支える根幹であると言える。任命権者が、中学校等の教員に対し「小学校における組織、教育内容、学級運営等に関しあらかじめ研修を行うよう法令上措置」（56頁）することによって、小学校への配置が制度的に解禁されるとすれば、実質的に、教育委員会の研修によって免許制限を外すことを意味し、教員免許制度の根幹をなす相当免許主義をなし崩しにするものとなる。

教育職員免許法別表第8によって免許状の併有を促進すること、小学校の専科教員の育

成を図ることが、長期的に見て、義務教育学校制度、小学校における外国語活動・英語活動の充実に資することになると考える。

なお、「学級担任も可能とする」における「学級担任」の定義を明確に記述する必要がある。学級担任の職務のみであり、それ以外の指導は一切除外されるという意味であるのか、教科（免許教科）を除く総合的な学習の時間、道徳の時間、外国語活動の指導等を含むものかどうか、他の免許教科の指導も可能とすることを想定しているものであるのか等について、明確に記述する必要がある。

#### （６）特別支援学校教諭等免許状の保有率向上について【５８頁】

「障害者の権利条約」の批准ならびに「障害者差別解消法」が平成 28 年度から施行されることを鑑みると、特別支援学校、特別支援学級や通級による指導等、特別支援教育の対象となっている幼児・児童・生徒を教育する教員の特別支援学校免許状の保有率向上について改善すべきである。

#### （７）教員の資質能力の高度化について【５９～６４頁】

○答申案においては、平成 24 年 8 月の中央教育審議会答申を引用して「国立の教員養成系修士課程については、高度専門職業人としての教員養成機能は原則教職大学院に移行させる」としているが、その一方で、「当面は、現在の修士課程入学定員の規模や役割を踏まえながら、教職大学院の量的な整備を行っていくことが必要」（60 頁）としている。教職大学院は、平成 27 年度には、21 国立大学（入学定員 718 人）と 6 私立大学（同 170 人）の合計 27 大学（同 888 人）にとどまっており、今後、平成 28 年 4 月には 18 大学、平成 29 年 4 月には 7 大学において新設される予定となっているものの、100 万人を超える教職員の高度専門職化という要請に応えるためには、質的にも、量的にも不十分であると言える。日本教育大学協会として、教員の資質能力の高度化を実現するためには、教員養成系大学・学部、教職大学院、修士課程の適切な役割分担によって、より一層、高度専門職業人としての教員養成を図っていくことが必要であると考えている。

○教職大学院の設置拡充に伴い、定員充足のために、大学院修了者向けの採用試験の実施、名簿登載期間延長などのインセンティブの付与が提言されているが（60～61 頁）、現職教員の一定の割合が継続的に教職大学院で学ぶ環境を整えるために、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき措置されている研修等定数を大幅に増やす、あるいは増やした上で基礎定数に参入するなどの抜本的な措置が必要である。

○答申案では、教職大学院が従来の役割に加えて、大学と教育委員会・学校との連携・協同のハブとしての役割、広く現職教員の研修や現職教員を対象とした履修証明プログラムの提供、教員育成協議会（仮称）における能力証明への関与、チーム学校の形成する教員の力量形成、従来の教員養成系修士課程が担ってきた教科教育など、非常に多様な役割を担うことを提言している。これらの役割は、現状における教職大学院の機能を超越するものであり、基盤となる教員養成系大学・学部に対する物的条件の整備、人的配置の拡充を行うための措置の必要性についても明記すべきである。

○教職大学院を量的に拡大するためには、45 単位以上という修了要件、教育課程の運営に

必要な教員数、4割以上必要とされる実務家教員の割合や実務家教員の資質の在り方、教職大学院担当教員は大学設置基準や大学院設置基準の教員に参入できないという規定（いわゆる専任教員のダブルカウントの平成30年度以降の恒久化の問題）の見直しなど設置基準の柔軟化・緩和について検討する必要がある。

○教職大学院を質的に充実させる段階に来ており、中学校・高等学校で特に必要とされる教科力を養うための研修にふさわしい教職大学院の設計を急ぐべきである。と同時に、修士課程と教職大学院が一本化されれば、教科教育を専門とする担当大学教員の育成がきわめて困難となるため、従来の修士課程も維持した上での後継者育成という役割も重視する必要がある。

○教科等について学問的に幅広い知識や深い理解を強みとする教員の養成、特定の教育課題への対応力を有する教員（特に、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭）の養成、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会教育主事等の専門的な学校支援人材の養成、ICT教育や国際理解教育、環境教育等現代的な教育課題に対応できる人材等の養成、アクティブラーニングなどの新しい学びのカリキュラムの開発や法的紛争を想定した危機管理システムの開発、教育委員会と協同して教育課題を分析する研究者の育成、学部における教職課程担当教員や教職大学院の研究者教員、教員養成系修士課程を担当する教員の養成については、教員養成系大学の修士課程や博士課程等を中心にして行うことが必要である。

### 3. その他

○教員養成系大学・学部の機能強化と財政支援について

教員養成系大学・学部はそれぞれの強み・特色を生かした教育・研究・社会貢献の機能を強化し、改革に取り組んでいるところである。平成27年10月26日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した「教職員の数（義務教育費国庫負担金）」の加配定数を含めた機械的な削減の提案については、日本教育大学協会としても非常に憂慮しており、去る11月4日に緊急声明を行ったところである（別紙参照）。学校における指導体制を充実させるためには、教職員を十分に確保し、教員の多忙を解消するとともに、教員が教職大学院等で質の高い研修を受けられる条件を整備することが必要である。

また、国立大学法人運営費交付金についても、教員養成系大学・学部は人件費比率の改善、教育経費の重点配分などの経営努力を続けてきたが、その努力も限界に達している。答申案が提起する教員の資質能力の向上に係る今後の具体的な改善方策を実施する上で、教員養成系大学・学部（附属学校を含む）の機能強化のためには財政支援が特に必要であることを明記していただきたい。

以上